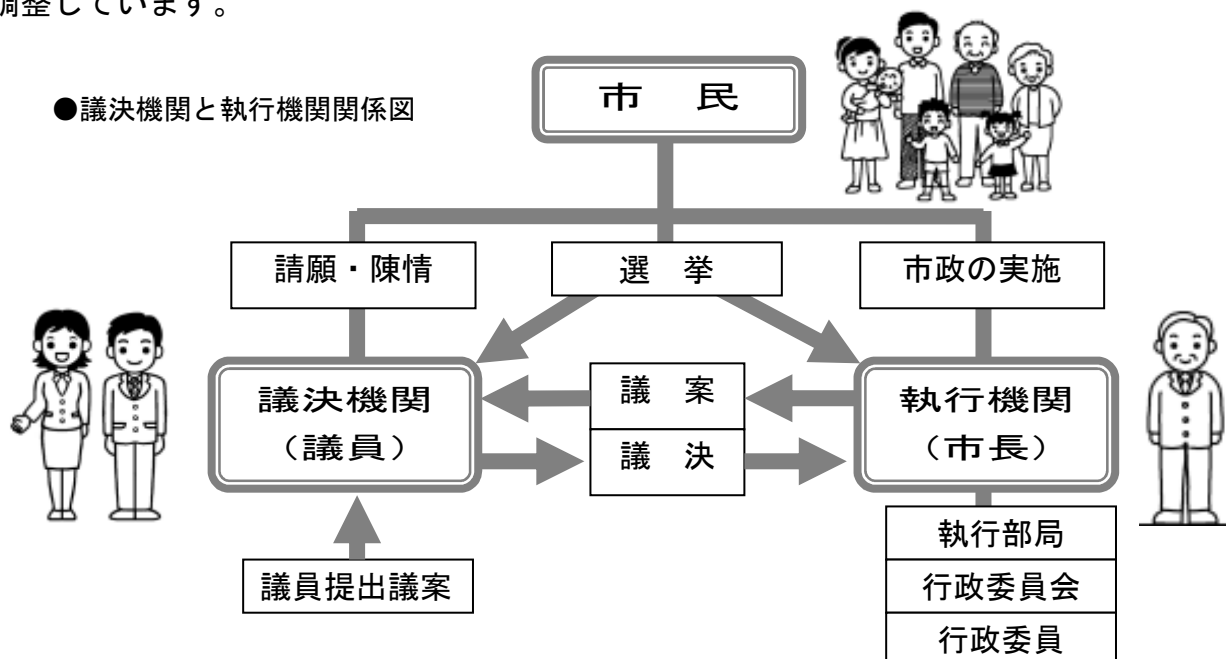


## 市議会の役割と市の仕事

市議会は、市民の要望を市政に反映させるため、日常生活にかかわる様々な問題について審議を行い、決定を行います。このために議会は、市が執行機関と呼ばれているのに対して、議決機関と呼ばれています。主な仕事は次の通りです。

- 市長や議員から提出された議案を審議して、その可否を決定します。
- 市の事務（予算の執行や条例に基づいた仕事）が正しく行われているか、調査・検査します。また、監査を求める事もあります。
- 議案を提出します。（但し予算案は議員には発案権がありません）
- 私たちの生活に関わる問題について、県や国に意見書や決議を提出します。
- 市民から出された請願や陳情を受理します。請願については内容を審査し、採択したものについては、その実現に努めます。

執行機関である市は、執行部局、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会など）行政委員（監査委員）により構成されています。市長は、各執行機関を統括し、全体の業務を調整しています。



## 議会基本条例

地域主権改革や、全国的な市町村合併等により、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変容してきており、自己決定と責任の原則がより一層拡大してきました。このような中、佐賀市議会は、平成21年4月に、市民との協調の下、自らの創意と工夫により佐賀市が抱える課題について政策立案・提言を行うとともに、積極的な情報公開に努め、真の地方自治の実現を目指すことを決意し、この条例を制定しました。

## 議員の定数と任期

定数

36 名

任期

平成 29 年 10 月 22 日まで

平成 25 年 10 月の改選期までは議員定数 38 名でした。

## 会派

佐賀市議会では、各議員の政策などを効果的に市政に反映させるために、同じ主義・主張を持った議員が集まって、会派を結成して活動しています。佐賀市議会では 3 名以上をもって会派となります。

## 市議会の運営

佐賀市議会には定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。また、議案などをより詳しく専門的に審議するために委員会を設けています。常任委員会は、そのときの議会に提案された議案を審査します。特別委員会はその時々に応じて必要とされる事項について調査をするために設置されます

### 定例会

市議会は、一年間に 4 回（通例は 3 月、6 月、9 月、12 月）定例会が開かれます。

### 臨時会

市議会の議決が必要な事柄があり、定例会では間に合わない場合、それを審議するために臨時会を開くことができます。



### 委員会

#### 常任委員会

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 総 | 務 | 委 | 員 | 会 |
| 文 | 教 | 福 | 祉 | 委 |
| 経 | 済 | 産 | 業 | 委 |
| 建 | 設 | 環 | 境 | 委 |

#### 議会運営委員会

#### 特別委員会

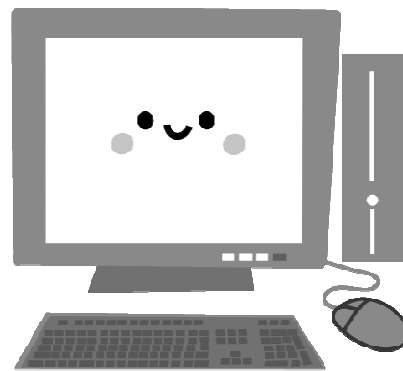
本庁及び支所の機能に関する調査特別委員会

## 会議の流れ

- ▼議案の提出 議会に市長または議員から議案が提出されます。
- ▼提案理由の説明 議案の提出者から「なぜこの議案を出したか」を説明します
- ▼一般質問 佐賀市政運営全般に対して質問を行うことを、一般質問と言います。市の現状や、市政運営に対して質問したり、政策提言を行います。持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内です。
- ▼議案質疑 提出された議案に関して、議員より議案の中身に関してより一層深い説明が求められた時に行います。
- ▼委員会付託 議案を、さらに専門的に審査するため、委員会に付託します。
- ▼委員会審査 付託された議案は、所管する常任委員会で審査します。
- ▼委員長報告 委員会でどのような審査が行われたかを、委員長が報告します。
- ▼討論 最終的な採決を行う前に、賛成、反対について意見を述べます。
- ▼議決 最終的に議員全員で採決します。

## 市議会の活動を知るには

- 傍聴 本会議、委員会ともに基本的にすべての会議が公開されています。本会議の傍聴席は65席で、また車椅子での傍聴もできます。
- テレビ放映 本会議の様子は、佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）で実況放送しています。
- インターネット 市議会のホームページで本会議動画配信をご覧いただけます。内容はライブ配信およびオンデマンド（録画）配信です。
- 会議録 本会議だけでなく、委員会についても全ての議事内容が議事録として記録されています。市議会ホームページでその内容が記されています。議事録は議会図書室でもご覧になれます。
- 市議会だより 市議会の活動を、定例会終了ごとに年間4回「さが市議会だより」として市内のすべてのご家庭に配布しています。



## 議会活性化の取り組み

佐賀市政治倫理条例施行

平成5年4月。

議会のケーブルテレビ放映

平成14年6月定例会から。

議員の審議会等委員への就任廃止

平成15年4月から。

出席費用弁償（日当）の廃止

平成16年4月から。

一般質問での一問一答式の導入

平成16年12月定例会から。

インターネットによる議会中継

平成20年6月定例会から。生中継及び録画放映。

議会棟のバリアフリー化

平成20年12月定例会から。トイレ・傍聴席の改修およびエレベーターの設置。

委員会の議事録のホームページでの公開

平成21年3月定例会から。

佐賀市議会基本条例施行

平成21年4月。

委員会傍聴の原則公開

平成21年4月から。

議会報告会の実施

平成22年度から。

事務事業評価の実施

平成22年度決算から。より具体的な提言を目指し、事務事業に対する評価を実施。評価報告書を市長に提出。

議員定数の削減

平成24年12月定例会で決定。38人から36人に削減。10回の議員定数検討会、2回の全員協議会で検討。



平成25年度議会報告会の様子

## ここが聞きたい！議会のあれこれ

### Q. 議員にはどうしたらなれるのですか？

A. 選挙権のある25歳以上で、引き続き3ヶ月以上市内に住所のある人は、市議会議員に立候補する資格があります。議員になるには、4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選することが必要です。議員の人数(定数)は地方自治法の規定により、条例によって定めることになっています。佐賀市議会の定数は平成25年10月の改選から36人になりました。

### Q. 「議員バッジ」はいつ誰からもらうのですか？

A. 市議会議員選挙での当選確定後に行われる「当選証書付与式」のときに、市議会事務局から貸与されます。市議会議員バッジは全国共通のデザインとなっています。

### Q. 議員は毎日、議会に来るのですか？

A. 議員の身分は「非常勤特別職」ですから、毎日出勤する必要はありません。ただし、議会の会議や視察などを休む場合は、欠席の申し出をすることになっています。議員が議会に来ているかどうかは、市議会ロビーの「議員出退表示板」のランプで表示しています。

### Q. 議会が開かれていないときは何をしていますのですか？

A. 必要に応じて委員会(委員研究会)、特別委員会、代表者会議、全員協議会など、市政上の重要な問題などを話しあう会議が開かれます。また、議員はこの時期を利用して、他自治体の先進事例を視察するなどの活動をしています。また、地域のさまざまな活動や問題解決に取り組んでいます。

### Q. 傍聴席には車椅子でも行けますか？

A. 傍聴席は、市役所東玄関の横に傍聴入り口があります。階段で3階まで上がる必要があります。車椅子や身体の不自由な方で階段を登るのが困難な方は、市役所2階の議会事務局までおいで下さい。本会議場内に、車椅子用のエレベーターと傍聴スペースもあります。



### Q. 傍聴は子どもや市外の人でもできるのですか？

A. 本会議、委員会、全員協議会など、会議は原則公開となっており、どなたでも見ることができます。ただし、「大きな声を出して会議の邪魔をしない」「飲食をしない」など、いくつかのルールを守っていただく必要があります。

**Q. 議員にも「退職金」や「定年」はあるのですか？**

A. 議員には退職金や定年はありません。市民のみなさんの代表として、しっかり働ける間は生涯現役です。また、平成23年6月には地方議会議員やその遺族の生活の安定等のための年金制度も廃止されました。

**Q. 議員の報酬はどうなってますか？**

A. 議員の報酬・期末手当は、条例で定められています。報酬額を変更する場合は、この条例の改正が必要で、市長が諮問する特別職報酬審議会からの答申を受けて議案として提出され、議会の議決を経て決められます。

● 報酬（月額）

平成26年4月1日現在（円）

|     | 議長        | 副議長     | 議員      |
|-----|-----------|---------|---------|
| 佐賀市 | 692,000   | 607,000 | 553,000 |
| 唐津市 | 503,000   | 459,000 | 438,000 |
| 武雄市 | 455,000   | 385,000 | 360,000 |
| 神埼市 | 386,000   | 322,000 | 300,000 |
| 福岡市 | 1,060,000 | 970,000 | 880,000 |
| 大分市 | 766,000   | 695,000 | 641,000 |
| 宮崎市 | 696,000   | 625,000 | 583,000 |

● 期末手当（佐賀市）…期末手当基礎額（報酬月額×1.15）×2.95

**Q. 政務活動費とはどのようなものですか？**

A. 政務活動費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、ひとりあたり毎月5万円（年間60万円）が支給されます。ただし、残預金がある場合や運用方針に合致しない場合には返還しています。用途は、研究研修費や、調査旅費、資料購入費などの「政務活動」に限られます。佐賀市議会では、市民の皆さまのご理解が得られるよう、平成17年10月から自主的に運用方針を定め、用途の厳格化・透明化に鋭意取り組んでいます。

- 平成20年度 ・領収書の公開（非公開から変更）
- 平成23年度 ・関係書類の自主公開（請求による公開から変更）  
・他の活動と兼用するパソコン、デジタルカメラ等を購入した場合は、その経費の1/2を支出（全額から変更）
- 平成24年度 ・他の活動と兼用するパソコン、デジタルカメラ等をリースした場合も、その経費の1/2を支出（全額から変更）